

令和7年度信州まつもと空港利用送客助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、信州まつもと空港を発着する指定の便を利用する旅行商品を企画販売した旅行者に対して、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「旅行者」とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録者をいう。

2 前条の信州まつもと空港を発着する指定の便とは、FDAが運航する定期便と季節便の丘珠線をいう。

(助成対象の要件)

第3条 助成金の交付対象となる旅行商品は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 松本市内宿泊施設を一泊以上利用すること
- (2) 信州まつもと空港を発着する指定の便を利用する募集型企画旅行であること（片道のみも可。また、予定していた便が欠航及びダイバートしても松本に宿泊した場合は対象とする）

(助成金の申請者)

第4条 助成金の申請者は、次に定める者とする。

前条の要件を満たす旅行商品を販売した旅行者

(助成金の額)

第5条 助成金額は、次に掲げる金額とする。

新千歳線、福岡線、神戸線、丘珠線一律

1名送客につき、片道2,500円（往復5,000円）

ただし、送客数には添乗員も対象とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、信州まつもと空港利用送客助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号の書類を添付し松本観光コンベンション協会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- (1) 宿泊証明書
- (2) 搭乗証明書
- (3) 商品名のわかるチラシ等

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、期間内に交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により速やかに助成金を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 交付決定する送客人数は、会長が別に定めた数とする。

（助成金の返還）

第8条 会長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、助成金を返還させることができる。

（助成対象期間）

第9条 助成対象となる期間は新千歳線・福岡線・神戸線については、令和7年12月1日から令和8年2月28日までとする。ただし、丘珠線については、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとする。

（手続きの電子化）

第10条 助成金の交付を申請しようとする旅行商品造成者は、第6条に定める書類を協議会に電子媒体（PDF）にて提出することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。